

第 6511 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月31日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 特別寄与料の支払の請求があった場合

**Q** : 特別寄与料の支払の請求があった場合、相続税の申告はどのようにすればいいのですか？

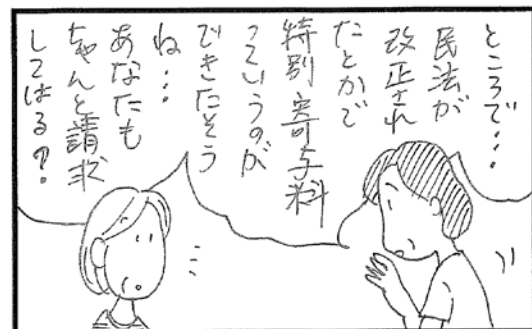
**A** : 次のようになります。

### 【解説】

民法が改正され、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(特別寄与者)は、相続開始後、相続人に対し、特別寄与料の支払を請求することができることとなりました。

この特別寄与料の支払の請求が行われ、その額が確定した場合は、その特別寄与者がその特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課されることとなります。

この場合において、新たに相続税の申告書を提出すべき要件に該当することとなった者については相続税の申告書を、相続税の申告書又は期限後申告書を提出した者について相続税額に不足額が生じたときには修正申告書を、その確定したことを知った日の翌日から10か月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません。また、申告書を提出した者又は決定を受けた者の相続税額が過大となったものについては、その確定したことを知った日の翌日から4か月以内に限り所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】